

広島市内の飲食店の皆さまへ



飲食店応援金のご案内

飲食店応援金とは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力するため、休業を行う市内の飲食店に対して、支給するものです。

申請期間

令和2年
12月25日(金)～
令和3年
1月31日(日)

支給内容

1店舗(1回限り)

15万円

申請方法

郵送により
ご申請ください。

●必要な申請書類や申請方法など詳しくは裏面をご覧ください。

支給対象 次のいずれにも該当する飲食店を広島市内で営む事業者

- ① 飲食店・喫茶店営業の許可を受け、^{※1} 屋内に常設の飲食スペースを設置している店舗
- ② 12/29～1/3(年末・年始)に3日以上、1/4～1/11の間で2日以上、あわせて5日以上休業^{※2}する店舗^{※3}

^{※1} 食品衛生法に基づく飲食店営業の「1類」又は「3類」、若しくは喫茶店営業の「1類」の許可を受けた店舗

^{※2} 屋内に常設の飲食スペースを閉鎖し、デリバリー又はテイクアウトのみの営業を行う場合は、休業と見なします。

^{※3} 広島県・広島市「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づく営業時間の短縮等の要請前から営業活動を行っている飲食店に限ります。

お問い合わせ

広島市飲食店応援実行委員会応援金事務局

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 3階

TEL.082-542-2726 [受付時間] 10:00～17:00 (土、日、祝日、12/29～1/3は除く)

詳しくはWEBをご覧ください。

広島市飲食店応援実行委員会

検索

<https://hiroshimacity-inshokuten-ouen.jp/>



申請方法



郵送^{*}によりご申請ください。

(事故防止等のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付についてご協力をお願いします)
※郵送が難しい場合は事務局へご相談ください。

申請期間

令和2年12月25日(金)から **令和3年1月31日(日)まで**

※当日までの消印有効

申請書類

- 1 飲食店応援金支給申請書 (様式1)
- 2 誓約書 (様式2)
- 3 休業期間を証明するもの (休業期間を告知する「店頭ポスター・貼紙等の写真」や「ホームページの写し」等)
- 4 金融機関の通帳の写し (振込口座が確認できる箇所)
- 5 飲食店営業許可証の写し



WEB^{*}にて申請書類を入手してください。

※WEB利用が難しい場合は事務局へご相談ください。

申請の流れ

申請書類の入手

申請書類の作成

申請(郵送)

詳しくは事務局までご相談ください。

お問い合わせ

広島市飲食店応援実行委員会応援金事務局

〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町 2-2-2 紙屋町ビル 3階

TEL.082-542-2726 [受付時間] 10:00~17:00 (土、日、祝日、12/29~1/3は除く)

詳しくはWEBをご覧ください。

広島市飲食店応援実行委員会

検索

<https://hiroshimacity-inshokuten-ouen.jp/>

